## 電子商取引に関する小委員会の設置に係る 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 委員会決定(仮訳)

委員会は、次のとおり決定する。

- 1. 第27·2条(委員会の任務)2(a)の規定に従い、委員会はここに各締約国の政府代表者から成る電子商取引に関する小委員会(以下、この決定において「電子商取引小委員会」という。)を設置する。
- 2. 電子商取引小委員会は、次のことを目的とする。
  - (a) 各締約国による第14章(電子商取引)の規定の実施を促進すること。
  - (b) 相互に関心を有する電子商取引に係る事項を検討すること。
  - (c) 電子商取引に係る事項に関する協力を促進すること。
- 電子商取引小委員会は、次のことを行う。
  - (a) 第14章(電子商取引)の規定の実施又は運用に関連する事項について討議すること。
  - (b) 適当な場合には、委員会に対して助言を与え、及び勧告を行うこと。
- 4. 電子商取引小委員会は、別段の決定をする場合を除くほか、毎年会合する。
- 5. 電子商取引小委員会は、その任務を遂行するに当たり、本協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関と協力することができる。電子商取引小委員会は、必要に応じて締約国のコンセンサスにより、関係する産業界、国際機関、非政府機関等の適当な専門家からの助言を求め、及びこれらの専門家の活動を考慮することができる。
- 6. 本決定は、委員会により採択された日に効力を生じ、委員会の議長国により公表される。